

いじめ防止基本方針

令和8年度

戸田市立笹目中学校

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
第 1 いじめの未然防止のための取組	・・・・・・・・・・	3
第 2 いじめの早期発見への取組	・・・・・・・・・・	5
第 3 いじめの早期解決への取組	・・・・・・・・・・	6
第 4 いじめ問題にむけての対応フロー図	・・・・・・・・	10
第 5 いじめ防止推進法第 28 条における「重大事態」 の対応について	・・・・・・・・・・	12
第 6 インターネットを通じて行われるいじめの対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・	16
第 7 いじめ防止に係る年間行事予定	・・・・・・・・・・	18
第 8 いじめ防止啓発資料等	・・・・・・・・・・	19

はじめに

戸田市立笹目中学校基本方針策定にあたって

文部科学省におけるいじめの定義を基に、本校では、「いじめはどの学校にも、どの子供にも起きている」という基本認識の下、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組むこととする。そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子どもたちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、「いじめは絶対に許さない」という意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係の構築を目指し、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、いじめ問題対策委員会を組織し、次の基本方針を策定するものである。なお、この対策委員会の構成員は次の者をもって組織する。

戸田市立笹目中学校いじめ問題等対策委員会

校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・生徒指導部員・養護教諭・さわやか相談員を委員とする。必要に応じ、各学年主任・教育相談部主任・SC、SSW、スクールサポーターなどを委員に加える。

この委員会は年間3回開催し、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、必要に応じて学校長が招集することができる。

いじめ問題等対策委員会の役割

【役割】 学校全体でのいじめ防止対策の推進

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき年間指導計画の作成、実施及びPDCAサイクルを回し、必要な見直し
- ・校内研修の企画等を通じた教職員のいじめに係る資質能力の向上
- ・いじめの未然防止、早期発見に係る取組
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・事実関係の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断
- ・いじめに対する指導支援方針の検討、改善
- ・いじめの相談、通報の窓口として情報の集約
- ・市や国の見直しを踏まえて定期的に学校基本方針の点検・見直し

拡大学校対策委員会の役割

<重大事態調査を行う調査組織>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等に加え、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加えた組織を構成し、重大事態の調査を行う。

【役割】 重大事態調査を学校が行う場合の調査組織

- ・学校主体で重大事態調査を行う場合の調査組織として、詳細な事実関係の確認、学校等の対応の検証、再発防止策の提案
- ・生徒や保護者に対する事前説明等の調査に当たって必要な対応

※学校対策委員会を開催した場合、会議録を作成し、翌年度から5年間保存する。

(1) いじめの定義

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの認知に関する考え方

(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

(3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。

(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要であり、市教育委員会は適切な対応をし

ていることを肯定的に評価するものとする。

- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

(3) いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処する。

第1 いじめの未然防止のための取組

根本的ないじめの問題の克服のためには、どの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識の下、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。

このため、道徳教育を中心とした教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。これらの取組により、全ての生徒が安心して学校生活を送れる居場所づくりや自己決定の場を提供する場とし、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進める。

加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(1) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

- ① 生徒理解を深める。
 - ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- ② 学習意欲を高める。
 - ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。
- ③ 個を生かす活動を工夫する。

- ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
- ④ 個々の考えを深め、練り上げる。
 - ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
- ⑤ 指導と評価を工夫する。
 - ・適切な評価を通し、学習意欲を持続・向上を図る。

(2) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

生徒が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、安心して学校生活を送れる居場所づくりに努め、自己決定の場を提供するとともに特別な支援を必要とする生徒の特性に応じた指導を行う。

- ①多様な考え方を認め合い、自分も他者も認め合える学級風土の醸成
- ②生徒一人一人の心を理解する。
- ③いつでも担任が見守っているということを知らせる。
- ④場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
- ⑤自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を認めあえる態度を育む。
- ⑥学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。
- ⑦学校生活アンケートを実施し、その結果から教育相談や個人面談を実施する。

(3) インターネット等を介したいじめ防止に関する取り組み

各学年の発達段階に応じたインターネット（SNS やゲーム）の正しい使用方法について、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育を積極的に行う。また、長期休業前に SNS をはじめとしたインターネットの利用方法の全校指導や、講演会を開催するなど、生徒の意識向上と、いじめに対する規範意識を高める。

(4) P T A のネットワーク構築・学校運営協議会との連携

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

また、日々の教育活動に、学校運営協議会による地域の教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関(警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等)と適切に連携を行う。

(6) 児童生徒、家庭、地域、関係機関への周知

学校基本方針や学校対策委員会等について、生徒に周知し、加害行為への抑止や被害生徒への安心感を与える。また、学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

第2 いじめの早期発見への取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な生徒理解に努め、些細な変化に気付く力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いや危機意識を持って、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、中学校では、全生徒を対象とした学校生活アンケートを実施する。また、毎日の健康観察とともに、環境に応じて心の天気等を活用する。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談・SNS相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域、その他の関係機関と連携して生徒を見守っていくことが必要である。

さらに、インクルーシブ教育やPositive Behavior Support（以下、PBS）の考え方を取り入れ、多様性を前提とした学校づくりを進めていく。

(1) 企画委員会（校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・学年主任）

企画委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活を送れているか否か、学校評価を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会（校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・各学年生徒指導担当

さわやか相談員・養護教諭・スクールサポーター）

生徒指導委員会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

(さ)最悪の事態を想定し、(し)慎重に、(す)素早く、(せ)誠意をもって、(そ)組織で対応

(3) 教育相談部会（校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・各学年教育相談担当

養護教諭・さわやか相談員・スクールカウンセラー）

教育相談部会では、さわやか相談室との連携を密にし、情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。学期ごとに「学校生活アンケート」を実施し悩みを抱えた生徒の早期発見に努める。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

(4) 各教科部会（各教科担当）

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、生徒理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。そのために、授業研究会や授業参観を専らとし、日々の授業力向上に努める。各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

※早期発見の基本

- ①生徒のささいな変化に気づく。
- ②気づいた情報は確実に共有する。（部会等を待たない。）
- ③情報へは速やかに対応する。（担当者への躊躇ない報告と臨時部会等の招集。）

※5W1Hを基本に共有

（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

※教育総合データベースの活用

第3 いじめの早期解決への取組

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる生徒や周囲の生徒に対して事実を客観的に確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。

そのため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、学校いじめ防止基本方針を初めとして、市教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」や県教育委員会作成の彩の国生徒指導ハンドブック「I's 2019」を通じて、理解を深めておく必要があり、さらに、学校における組織的な対応を可能とする体制の整備が必要である。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめに係る行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」という、いじめ解消の要件が満たされるまで、いじめが再発する可能性があるという危機意識をもち、組織的な対応と、被害生徒の支援に努める。

（1）いじめている生徒への指導

いじめ事案の内容・関係生徒・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されない」「犯罪行為とも解釈される」ことを理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、生徒同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努

めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

⑧家庭と連携・協力し、二度と同じ過ちを犯さないよう見届ける。

(2) いじめられている生徒への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に傾聴するとともに、日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。

②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。

③不安を除去し、安全確保に努める。

④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。

⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。

⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、生徒との信頼関係をつくる。

(3) 周りではやし立てている生徒への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの生徒を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。

②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする生徒への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをするのは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。

②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。

③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気

づかせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道德教育の充実を図る。
- ⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット内含む）が止んでいる状態が相当の期間（3カ月を目安）継続していること。

※ただし、いじめの被害の重大性により、学校の設置者又は学校対策委員会の判断で、より長期の期間を設定することがある。

※行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定し、状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒本人やその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認し、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

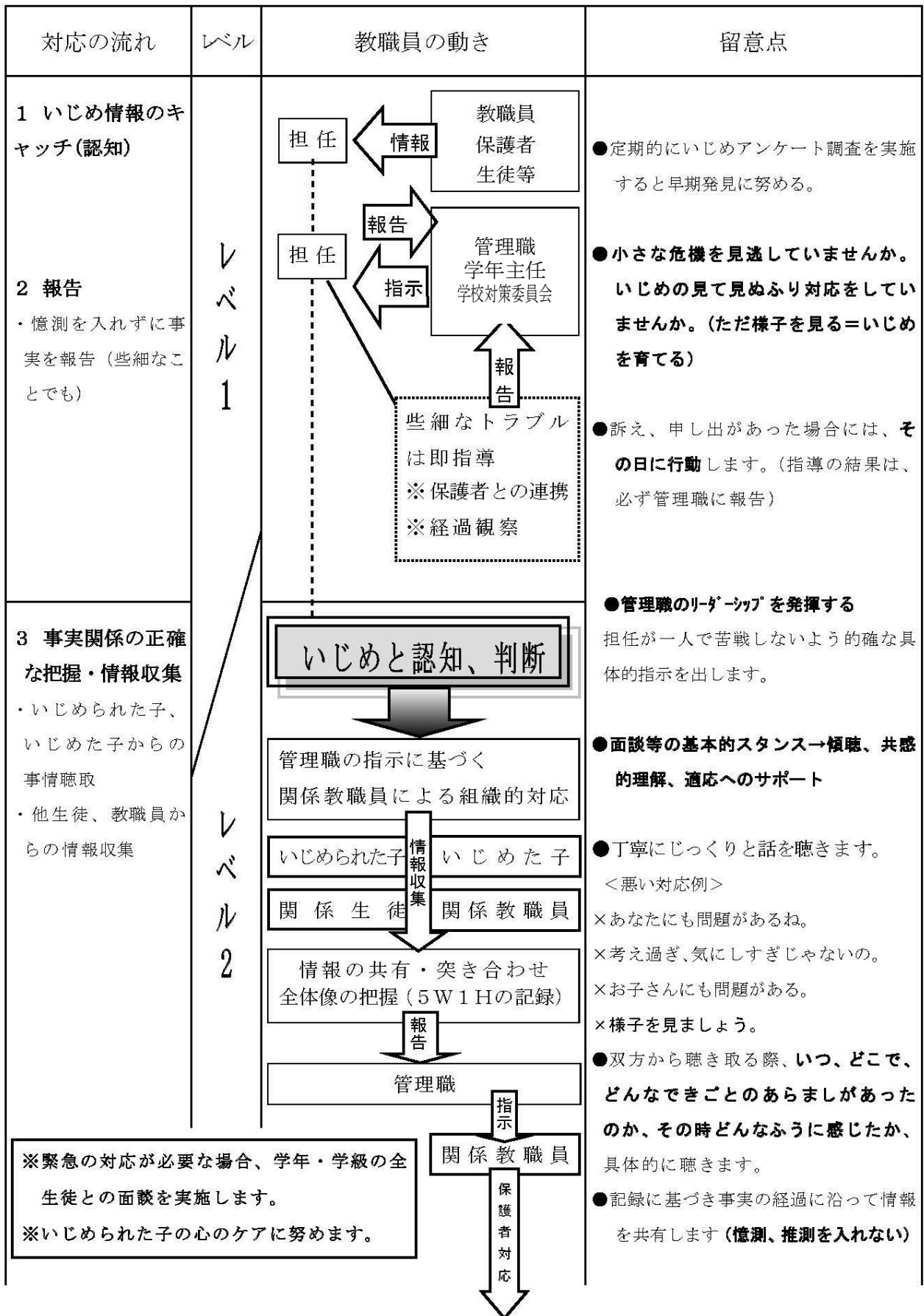
学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定

し、確実に実行する。

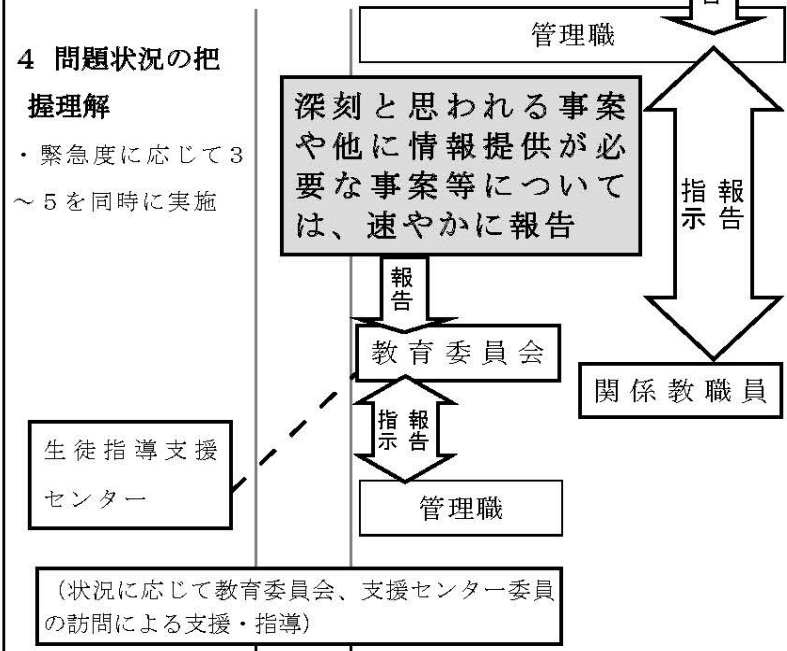
また、いじめが「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を、継続的に注意深く観察する。

第4 いじめ問題にむけての校内フロー図

(さ)最悪の事態を想定し、(し)慎重に、(す)素早く、(せ)誠意をもって、(そ)組織で対応

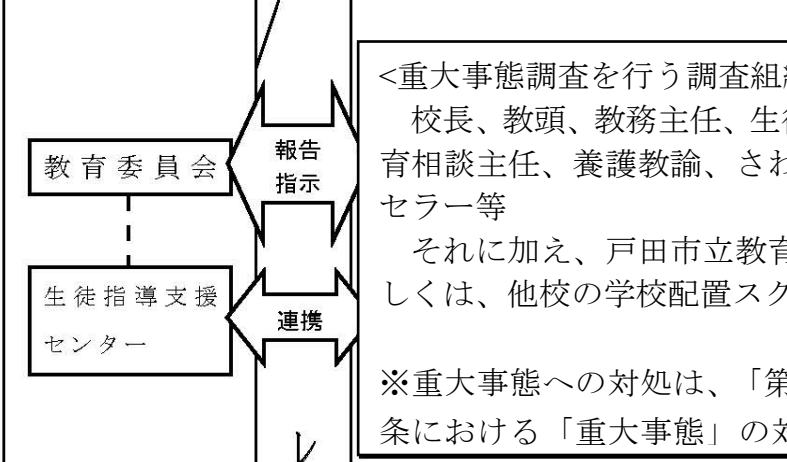


保護者へ早急に連絡し、本日から、学校が一丸となって誠意をもって対応すること、面談、連絡等を密にすることを伝えます。



5 いじめ問題等対策委員会の臨時招集

いじめ重大事態が発生したと疑われる場合



レベル 3

- 警察との連携
- 緊急保護者会の実施
- マスコミ対応

●**毅然とした対応**とは、一方的に説教、説教、反省文の強制をすることではありません。双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となって対応することが重要です。

●**保護者への説明**
 誠実に保護者の感情に配慮し、見立て具体的対応策を正確に示し、協力を願う。情報提供をこまめに行う。

●**いじめを確実に止める**
 被害者の安全、人権、心の安定が最重要です。状況に応じて、加害者との物理的距離を離す検討も必要です。

●**加害生徒には、次の指導を行い、今まで以上に関わりをもつことが必要です。**

- ・事実を認めさせること
- ・言い逃れをさせないこと
- ・きちんと謝罪させること

<重大事態調査を行う調査組織> 拡大学校対策委員会
 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等
 それに加え、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラー

※重大事態への対処は、「第5 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対応について」に則って行う。

【いじめ解消の判断】

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※第3-(6)参照

第5 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対応について

1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条において、次のとおり重大事態について定めている。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

(1) 重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。この調査の目的については、国のガイドライン第1章第2節に記載されており、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

(2) 平時からの備え

年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。これは、重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すことが求められていることから、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるようにするためである。

(3) 重大事態に対する学校の基本姿勢

重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を

持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。

対象生徒・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わない。

また、重大事態調査中も対象生徒・関係生徒の学校生活が続いていることから、対象生徒の見守りや心のケア、関係生徒に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して生徒に対する対応が疎かにならないよう注意する。

さらに、対象生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。

(4) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

対象生徒・保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるように構成する。

市教育委員会が主体となる場合は、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。学校が主体となる場合は、学校いじめ対策組織方式となる「拡大学校対策委員会」において調査を行う。

<重大事態調査を行う調査組織> 拡大学校対策委員会の場合

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等で組織する。必要に応じて、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加え、重大事態の調査を行う。

(5) 重大事態の把握

重大事態は、市教育委員会又は学校が判断をする。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、市教育委員会又は学校として判断したということであり、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

なお、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

不登校重大事態については、年間 30 日の欠席を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が 30 日に到達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協議を行うなどの対応を行う。

また、生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意

する。

なお、申立て時点において、学校が生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行う。

「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

なお、いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、市教育委員会又は学校においていじめの事実が起りえないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する。

（6）発生の報告

重大事態が発生した場合は、学校は、市教育委員会に報告を行い、市教育委員会は、法に基づき市長まで報告しなければならない。市長に対して以下の事由を報告する。

- ・学校名
 - ・対象生徒の氏名、学年
 - ・報告時点における対象生徒の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）
- ※その時点で把握している事実関係重大事態が発生した場合には、特に対象生徒・保護者等との情報共有が重要であることから、市教育委員会又は学校で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り掛かる。

（7）調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象生徒・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則として調査主体となる市教育委員会または学校が行う。

この事前説明は、2段階に分けて行う。速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等が決まり体制が整った段階で説明する。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

(8) 重大事態調査の進め方

重大事態調査の進め方については、事案の特性や対象生徒・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、以下のとおりとする。

なお、対象生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

- ① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
 - ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
 - ・学校いじめ防止基本方針
 - ・年間の指導計画
 - ・学校に設置される各委員会の議事録
 - ・過去のアンケート、面談記録
- ② 対象児童生徒・保護者からの聴き取り
- ③ 聴き取りやアンケート調査等の実施
 - ・教職員からの聴き取り
 - ・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
 - ・学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼する。
- ④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）
- ⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ⑥ 報告書の作成、取りまとめ

(9) 報告書の作成

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

ただし、調査結果をまとめるにあたり、事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記する。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避ける。

対象生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要であり、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載する。

事実関係を把握し、対象生徒への対応・支援の方策、（いじめが認められた場合の）加害児童生徒への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

(10) 調査報告書の説明

学校は、対象生徒・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対応及び再発防止策について説明する。

いじめを行った生徒等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはあってはならない。また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象生徒・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

学校は、対象生徒及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った生徒・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(11) 調査報告書の公表

公表するか否かについては、市教育委員会と協議の上、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、特段の支障がなければ公表することとする。

(12) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った生徒に対しては、児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、市教育委員会及び当該学校は真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

第6 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が一層進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。情報モラル教育の充実・徹底をし、インターネット等を介したいじめの防止に努めなければならない。

(1) 生徒たちが利用する機能・サイト

① ブログ

個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことができる。weblogの略。

② 掲示板

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。5ちゃんねるが有名。

③ SNS・ライブ配信アプリ

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的としたサイトやアプリのこと。アカウントのプライバシー設定を行わないと、不特定多数の人からのフォローや、コメント・メッセージが届く。LINE、facebook、Instagram、X（旧 Twiter）、TikTok 等が有名。

④ 動画配信サイト

YouTube やニコニコ動画などが有名。自分で撮影や編集をした動画を、インターネット上に配信することや、視聴が可能になっている。悪質な動画もあり、使用方法によっては危険性がある。

⑤ オンラインゲーム

インターネット上で、他のプレイヤーとコミュニケーションを取りながらゲームを楽しめるというもの。以前はパソコンで利用することが多かったが、近年はスマホの高性能化と普及が進み、スマホでの利用も可能になった。中には課金が必要なものもあり、金銭トラブルや生活リズムの乱れなどの問題が多々起きている。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

① 生徒に対して

- (ア) 技術科の授業での「情報」の時間を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。
- (イ) ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、ネット講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。
- (ウ) ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。さわやか相談室へも気軽に相談できる生活環境をつくる。
- (エ) 各学年の発達段階に応じたインターネット（SNS やゲーム）の正しい使用方法について、情報モラル教員、デジタル・シティズンシップ教育を積極的に行う。

② 保護者・地域に対して

- (ア) 上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。
- (イ) 地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。
- (ウ) 様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

第7 いじめ防止に係る年間行事予定

	内容 及び 対象学年 等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式や学年集会、学級開き等でいじめ根絶について指導(全学年) ・いじめ防止基本方針に関する校内研修(教職員)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権作文(生徒) ・体育祭に向けての取り組み(生徒) ・学校生活アンケート実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区生徒指導担当連絡協議会 ・学校生活アンケート対応
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の1学期評価・改善検討 ・学校内アンケートの実施・対応 ・第1回いじめ問題等の対策会議(生徒指導委員会) ・情報ネットモラル講習会(全学年) ・薬物乱用防止教室(2学年) ・三者面談にていじめの聞き取り
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談にて聞き取った内容の対応
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談にて聞き取った内容の対応
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内生活アンケートの実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅強調月間の取組(生徒会によるいじめ撲滅運動の推進) ・生徒会によるいじめ撲滅取組 ・個人面談(10月の校内アンケートをもとに) ・個人面談で聞き取った内容の対応 ・スマートフォンの使い方指導
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の2学期評価・改善検討 ・第2回いじめ問題等の対策会議(生徒指導委員会) ・個人面談で聞き取った内容の対応
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内生活アンケートの実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の3学期及び年間評価・公表 ・生活アンケートの対応(1月実施の校内アンケートをもとに)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討 ・第3回いじめ問題等の対策会議(生徒指導委員会)

お悩みの際はお気軽にご相談ください

★戸田市立教育センターでの教育相談

戸田市立教育センターでは、教育心理専門員が面談による教育相談を行っています。お気軽にご相談ください。

TEL 048-434-5670（月曜日、祝日、年末年始を除く毎日）

★戸市内各小・中学校での教育相談

戸田市では、児童生徒や保護者の方がいつでも気軽に相談できる体制を整えています。小・中学校には、資格をもつスクールカウンセラーを配置しています。

小学校のスクールカウンセラーへの相談のお申し込みは、各学校にお問い合わせいただくか、担任の先生を通じてご相談ください。

★SNS心の相談窓口@とだ（令和7年4月開設予定）

児童生徒用のSNS相談窓口もあります。

学校ごとにIDが異なりますので、学校から配布するお手紙をご確認ください。

◆さわやか相談室【各地域の児童生徒及び保護者が対象となります。】

中学校には、さわやか相談室に「さわやか相談員」や「ボランティア相談員」を配置しています。お気軽にご相談ください。

戸田中学校 TEL 048-442-3015 [戸田中・戸田一小・戸田南小]

戸田東中学校 TEL 048-433-6070 [戸田東中・戸田東小・喜沢小]

美笹中学校 TEL 048-421-5911 [美笹中・美谷本小・笹目小・美女木小]

喜沢中学校 TEL 048-444-6411 [喜沢中・戸田二小・喜沢小]

新曽中学校 TEL 048-433-7877 [新曽中・新曽小・新曽北小・芦原小]

笹目中学校 TEL 048-422-6911 [笹目中・笹目東小・美女木小]

相談機関への相談

学校に相談しづらい、他の意見も聞いてみたいという時には、以下の相談機関にご相談ください。

■こども家庭相談センター（福祉保健センター内）

TEL 048-433-2222（土・日、祝日、年末年始を除く毎日9:00～17:00）

■埼玉県教育委員会

①彩の国 よりそみんなの電話・メール教育相談（毎日24時間）

子供用：0120-86-3192（#7300）／保護者用：048-556-0874

Eメール：soudan@spec.ed.jp（子供・保護者）

②面接相談（行田及び北浦和で対面での面接相談）

受付：048-556-4180（土・日、祝日、年末年始を除く毎日9:00～17:00）

■埼玉県警察少年サポートセンター TEL 048-865-4152

※面接相談は要予約（土・日、祝日、年末年始を除く毎日8:30～17:15）

■南児童相談所 TEL 048-262-4152

いじめを絶対に許さない!

～みんなの力でいじめのない楽しい学校に～

*保護者の皆様へ

いじめには、「いじめられている子」と「いじめている子」だけではなく、「はやし立てる子」や「見て見ぬふりをする子」も含まれます。いじめられている子から見れば「はやし立てる子」や「見て見ぬふりをする子」も「いじめている子」に見えます。

学校では、「まだ気付いていない いじめがあるのではないか」という姿勢で「いじめ根絶」に向けた様々な取組を行っています。

しかし、いじめのサインは見えにくく、深刻な状況に至るまで周囲の人たちが気付かない事態も起こり得ます。いじめの早期発見・早期対応のために、ご家庭の協力をお願いいたします。

お子さまの小さな変化やサインに気づき、気持ちに寄り添って話を聞き、学校や相談機関と連携しましょう。

未然防止

子供の様子を見守る

早期発見

小さな変化に気付く

いじめへの対応

学校等と連携

子供たちの
安心安全な
生活

家庭内での会話・学校への相談

学校や関係機関、保護者同士の連携

最近、インターネットの使い方を誤り、いじめにつながる場合があります。家庭内でルールを話し合い、正しい使い方ができるようにしましょう。

■戸田市いじめ防止基本方針



令和6年12月27日改定



戸田市教育委員会

見逃さないで!! 小さなサイン



いじめに関わっている子は、家族に心配をかけたくないという思いから、自分から言い出せないことがあります。しかし、何らかのサインを出していることがあります。いじめを早期に見出すために、下の項目を参考にしてみてください。

いじめの被害を受けている子供の变化

- 表情の変化
- 服装や持ち物の变化
- 身体の変化
- 行動や人間関係の変化



家庭用いじめ発見チェックシート
(埼玉県教育委員会)

いじめをしている子供の变化

- すぐにかっとなり、暴力をふるうようになった。
- 言葉遣いが荒くなった。
- お金の使い方が荒くなった。
- 買った覚えのないものや与えた以上のお金をもっている。
- 普段持っていないものや借りものが多くなった。

お子様の变化には、思春期の子に表れるものもあります。大切なことは、お子様の小さな変化を見逃さないことです。気になることがありましたら、学校や相談機関にご相談ください。
(相談機関への連絡先は、裏面をご覧ください。)



親子で考えよう!! ネット・携帯(スマホ)の使い方



ネットいじめの未然防止のため、親子で確認をしましょう。

- ・使っよい時間やサイトなど家庭内のルールを子供と一緒に決める。
- ・フィルタリングの設定やアプリ等でペアレンタルコントロールの設定をする。



子ども家庭庁普及啓発リーフレット集
「ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント」
2024年1月発行
「保護者がおさえておきたい4つのポイント」
2022年11月発行

もしもお子様がいじめに関わっていたら…!?

★ いじめの被害者の場合

- * お子様の心と体を守ることを第一に考えましょう。
 - ・話そうとしないときは無理に聴かない。
 - ・いじめに立ち向かわせようとするしない。
 - ・必要に応じて休ませ、心の回復を図る。
- * 親としての気持ちを伝えましょう。
 - ・「あなたには悪くない」「あなたの味方だよ」などの気持ちを伝える。
- * お子様の気持ちを受け止め、学校や相談機関へ相談しましょう。
 - ・相談相手、相談方法は、お子様が希望する方法を学校に伝える。

★ いじめの加害者の場合

- * いじめをしていることを認めたときは、まずその勇気を認めましょう。
 - ・本人の言い分を十分に聴く。
- * いじめは絶対にしてはいけないことを伝えましょう。
 - ・いじめの行為は否定するが、お子様の人間性は否定しない。
 - ・どう責任をとればよいか、一緒に考える。
- * いじめを今すぐやめさせましょう。
 - ・一緒に謝罪し、親の謝る姿を見せる。
 - ・繰り返し返さない気持ちになるまで関わり続ける。
- * すぐに学校へ相談しましょう。

★ いじめの傍観者の場合

- * いじめを見た場面を感じた気持ちを受け止めます。
 - ・いじめを認めない気持ちを示しましょう。
- * いじめは絶対に許されない行為であることを伝える。
 - ・周りではやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめを認めることになることを伝える。
 - ・今後どういう行動をとればよいか、一緒に考える。
- * すぐに学校へ相談しましょう。

前文

「いじめ」この言葉をみなさんは何回聞いたでしょうか。いじめはその場だけでなく、周りの人も巻き込んで、一生消えない深い傷を残します。いじめられた人は心と身体に傷を負い、悲しい思いをします。いじめた人は傷を負わせたことに苦しみます。それはつらいことですし、みなさんにどちらの立場にもなってほしくありません。だから私たちはいじめを絶対に許しません。そこで私たちはいじめが起こらない状態にするために、戸田市内の中学校から集まり、戸田市中学校生徒会いじめ対策本部を発足させました。この戸田市中学校生徒会いじめ対策本部で話し合ったこと、みなさんに伝えたいことを発表し、ここにいじめ撲滅を宣言します。

小学生のみんなへ

みんなが楽しい学校生活を送るために、私たちと協力していきましょう。仲間はずれ、暴力、いじめはいけません。自分の身になって考えよう。

大人へ

私たちに関心をもって見てください。変化に気づいてください。手を差し伸べてください。ずっと私たちの味方でいてください。

戸田市中学校 いじめ撲滅宣言

いじめている人へ

いじめてきた過去は取り返しがつきません。だから、これからのことを考え、もういじめはいけないと心に決めよう。

いじめられている人へ

周りの人に相談したり、助けを求めたりしてほしい。一人じゃないよ。私たちがついてる。一緒に戦おう。

周りで見ている人へ

見て見ぬふりをしないで、手をさしのべよう。声をかけよう。その勇気がみんなに広がるよ。相手を気にかけて、気にすれば、きっと自分にかえってくる。

平成25年1月8日

戸田市教育委員会

戸田市中学校生徒会いじめ対策本部